



記者発表資料

**河川管理のパートナーとなる『河川協力団体』を募集します
～河川法改正で制度が開始 説明会を開催します～**

河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するもので、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけ、自発的な活動を促進させ、河川管理のパートナーとして活動していただくことを目的として始めました。

今般、福島県内の阿武隈川水系での河川協力団体を募集するにあたり、制度及び募集等に関する説明会を開催いたします。

※平成25年6月の「水防法及び河川法の一部を改正する法律」より河川協力団体制度が創設
記

1. 会場 : 東北地方整備局 福島河川国道事務所 3階大会議室
2. 日時 : 平成26年1月15日(水) 13時30分～
3. 定員 : 30名程度
4. 説明内容 : ①河川協力団体制度について ②応募方法について
5. 制度の概要 : 別添資料をご参照ください
6. 募集期間 : 平成26年1月20日(水)から平成26年2月14日(金)まで
7. その他 (1)参加希望者は、事前に福島河川国道事務所河川管理課(Tel024-539-6129)まで連絡をお願いします。
(2)取材は自由です。

なお、当日の資料及び募集要項や申請書様式等は、説明会終了後、次のURLから入手が可能です。

【福島河川国道事務所】<http://www.thr.mlit.go.jp/fukushima/>

<発表記者会：福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ、郡山記者クラブ>

問い合わせ先

国土交通省東北地方整備局

【阿武隈川・荒川等】福島河川国道事務所 福島市黒岩字榎平36 Tel024-546-4331(代)

副所長(河川担当) 畠山 浩晃(内線204)

河川管理課長 穴戸 善博(内線331)

【三春ダム】三春ダム管理所 田村郡三春町大字西方字中ノ内403-4 Tel0247-62-3145(代)

水質係長 松崎 厚史(内線352)

【摺上川ダム】摺上川ダム管理所 福島市飯坂町茂庭字蟬狩野山25 Tel024-596-1275(代)

管理係長 遠藤 盛茂(内線332)

会場案内図



福島河川国道事務所外観

〒960-8584

福島市黒岩字榎平36

TEL 024-546-4331(代表)

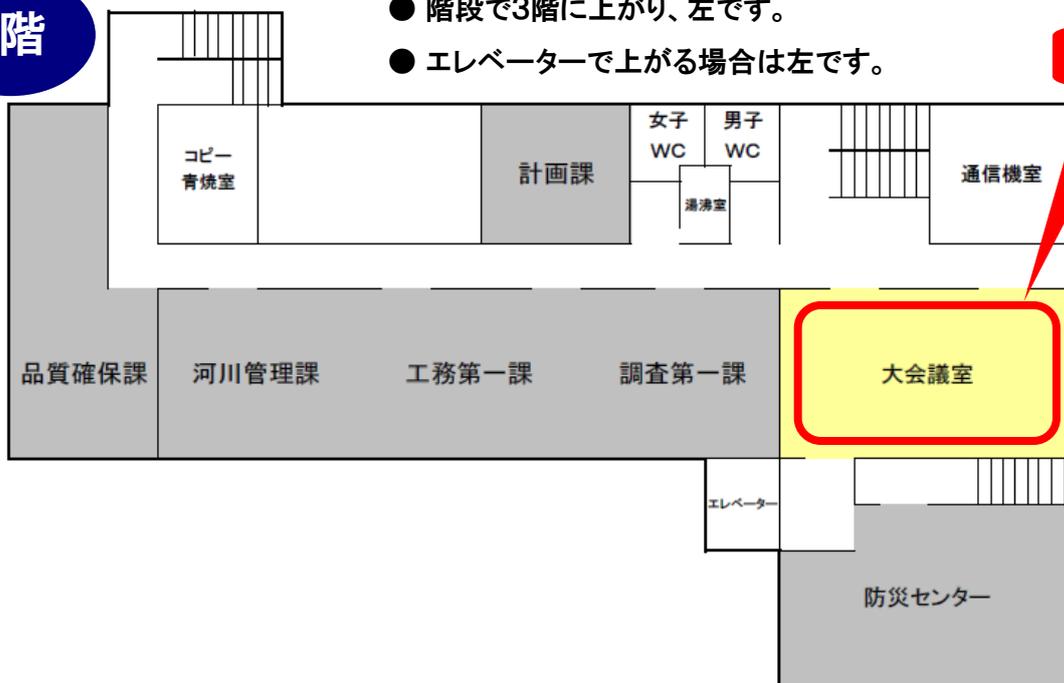
交通アクセス

- ・ 鉄道：福島駅東口より、東北本線にて南福島駅下車。4号国道方面へ徒歩約20分。
- ・ バス：①福島駅東口の5・6番のりばより、バイパス経由医大行き、バイパス経由蓬萊団地行きにて中島停留所下車。徒歩7分。
②福島駅東口の6番のりばより、南向台循環黒岩先回り行き、南向台循環渡利先回り行きにて榎平停留所下車。徒歩2分。
- ・ 車：①JR福島駅より約20分 ②JR南福島駅より約10分

3階

● 階段で3階に上がり、左です。

● エレベーターで上がる場合は左です。



会場

■河川協力団体制度とは？

- ◆ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援※するものです。 ※許可の簡素化等
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。
- ◆ 河川協力団体は、以下のような活動を行います。



①河川管理者に協力して行う河川工事 又は河川の維持



河川敷清掃



ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の 収集及び提供



船による監視



シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査



鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び 啓発



マイ防災マップづくり



安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体制度のねらいは？

- ◆ 今回創設する制度は、河川協力団体として指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけ、自発的な活動を促進させ、河川管理のパートナーとして活動していただくことにより、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理の充実を図るものです。

■申請に必要な資格は？

- ◆ 申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の8※に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとされています。
 - ①代表者が定まっていること。
 - ②事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
 - ③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
 - ④法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
 - ⑤申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
 - ⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
 - ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
 - ⑧直近1年間の税を滞納していないこと。
 - ⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
 - ⑩河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

※ 河川法第58条8第1項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

■河川協力団体に指定されると？

◆許可等が簡素化されます

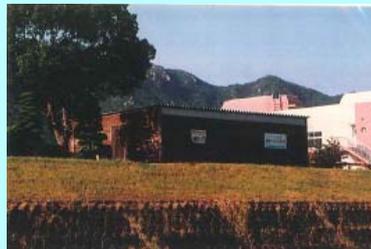
河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等※について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- | | |
|-------------------|--|
| ※・工事等の実施の承認 | ⇒ 河川法第20条 |
| ・土地の占用の許可 | ⇒ 河川法第24条 |
| ・土石以外の河川産出物の採取の許可 | ⇒ 河川法第25条後段 |
| ・工作物の新築等の許可 | ⇒ 河川法第26条第1項 |
| ・土地の掘削等の許可 | ⇒ 河川法第27条第1項 |
| ・権利の譲渡の承認 | ⇒ 河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。） |

例) 現状においては、河川法第24条、第26条の許可が必要になります



市民団体による看板設置事例（太田川）



市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

◆場合によっては委託を受けることが可能になります

河川管理者が特に必要と認めるときは、河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることが可能となります。

なお、委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

【現行】

地方公共団体にのみ委託可能



【法改正後】

国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ピオトープの整備



魚道の改良

阿武隈川上流河川協力団体募集要項（案）

1 河川協力団体指定制度の概要

河川協力団体指定制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

そのため、河川協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、指定を行います。

河川協力団体に指定されると、活動を行う上で必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

2 特に期待している具体的な活動内容及び対象となる区間

（1）特に期待している具体的な活動内容

河川法第58条の9のうち、特に期待している具体的な活動内容は以下のとおりです。

1) 福島河川国道事務所

- ① 河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
 - ・河川敷（堤防含む）の清掃・除草等
- ② 河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
 - ・河川の魚類・植物・昆虫等の生息マップの収集及び提供等
- ③ 河川の管理に関する調査研究
 - ・河川に生息する水生生物調査等
 - ・河川やその周辺地域の災害・防災等の歴史の調査研究
 - ・河川の管理に関する現地調査
- ④ 河川の管理に関する知識の普及及び啓発
 - ・河川愛護活動の推進と啓発活動
- ⑤ 上記に掲げる業務に附帯する業務

2) 三春ダム管理所

- ①河川の管理に関する調査研究
 - ・ダム貯水池及びその周辺に生息する動植物等調査研究
 - ・ダムの水質管理に資する調査研究
- ②河川管理者に協力して行う工事及び維持
 - ・ダム周辺の清掃活動
- ③河川の管理に関する知識の普及及び啓発
 - ・ダム周辺の自然環境に関する啓発活動

3) 摺上川ダム管理所

- ①河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
 - ・河川（ダム含む）の管理に関する資料の収集及び提供
- ②河川の管理に関する知識の普及及び啓発
 - ・摺上川ダム周辺の管理に関する啓発活動

(2) 対象となる区間

上記(1)の活動を実施していただく区間は、おおむね次の区間内とします。

1) 福島河川国道事務所

- 阿武隈川 福島県境から国道 118 号乙字大橋までの国管理区間
- 広瀬川 阿武隈川合流点から阿武隈急行広瀬川橋梁までの国管理区間
- 摺上川 阿武隈川合流点から県道幸橋までの国管理区間
- 松川 阿武隈川合流点から国道 4 号松川橋までの国管理区間
- 荒川 阿武隈川合流点から地藏原堰堤までの国管理区間
- 笹原川 阿武隈川合流点から JR 東北線笹原川橋梁までの国管理区間
- 釈迦堂川 阿武隈川合流点から国道 4 号釈迦堂橋までの国管理区間

2) 三春ダム管理所

三春ダムの国管理区間

3) 摺上川ダム管理所

摺上川ダムの国管理区間

なお、申請に当たり、活動を希望する区間を申請してください。

3 申請資格

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）第 33 条の 8 に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- ①代表者が定まっていること。
- ②事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④法人等の構成員（役員を含む。）が 5 名以上いること。
- ⑤申請時点において、法人等の設立後 5 年以上（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく認証を受けた法人にあつては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- ⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

- ⑧直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- ⑩河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

4 申請書類

(1) 河川協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、別添申請書(様式第1号)に、以下に掲げる書類を添えて提出してください。

- ア 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
- イ 直近おおむね5年間の活動実績報告書(様式第2号)
- ウ 指定後おおむね5年間の活動実施計画書(様式第3号)
- エ 法人等の監査報告書又は収支計算書
- オ 法人等の納税証明書(課税対象団体である場合に限る。)
- カ 3 申請資格⑥⑦⑨及び⑩の要件を満たすことを証する書類(様式4号、様式5号)
- キ その他、河川管理者が必要と認める書類

(2) 申請に当たっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却いたしません。
- イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ウ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

5 募集期間

平成平成26年1月20日から平成26年2月14日まで

6 提出先

(1) 以下の提出先に、持参又は郵送により提出すること。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後17時15分までとし、郵送の場合は、募集期間内必着とする。

1) 福島河川国道事務所

〒960-8584

福島県福島市黒岩字榎平36

東北地方整備局 福島河川国道事務所 河川管理課 河川管理係

TEL 024-539-6129

Eメール fukusima@thr.mlit.go.jp

2) 三春ダム管理所

〒963-7722

福島県田村郡三春町大字西方字中ノ内403-4

東北地方整備局 三春ダム管理所 水質係

TEL 0247-62-3145

Eメール miharu@thr.mlit.go.jp

3) 摺上川ダム管理所

〒960-0271

福島県福島市飯坂町茂庭字蟬狩野山25

東北地方整備局 摺上川ダム管理所 管理係

TEL 024-596-1275

Eメール surikami@thr.mlit.go.jp

- (2) 申請を行うに当たり、希望する業務を行う区間が、河川の管理を管轄する地方整備局の事務所又は北海道開発局開発建設部の事務所等（以下「事務所等」という。）の複数にまたがる場合には、いずれかの事務所等に提出すること。

7 審査方法

(1) 審査方法

河川協力団体の指定を行うに当たり、事務所等に、審査会を設置し、申請書類の確認及び審査を行います。

なお、地方整備局長等は、委員会を設置し、審査会の報告の内容について意見を聴くものとします。

(2) 審査基準

- ① 申請時に提出のあった活動実績報告書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。

(ア) 継続性：直近おおむね5年間にわたり、河川協力団体として活動を行う河川の区間において、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。

(イ) 公共性：上記の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。

(ウ) 活動姿勢：直近おおむね5年間において、河川管理又は他の民間団体等の河川管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

- ② 申請時に提出のあった活動実施計画書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。

- (ア) 実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。
- (イ) 貢献度：河川管理に対する貢献が認められること。
- (ウ) 協調性：活動に当たって地域（住民、市町村、他の民間団体等）との協調性が認められること。

(3) ヒアリング

審査会が行う審査に当たっては、申請を行った法人等からのヒアリングを2月18日（火）に実施します。ヒアリングの実施に関しては、追って連絡いたします。

8 結果の通知

- (1) 河川協力団体の指定を受けることとなる法人等に対しては、河川協力団体指定証を発行します。
また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。
- (2) 上記河川協力団体指定証には、法人等の名称及び業務を行う河川の区間を明記し、指定番号の登録を行います。
- (3) 河川協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

9 指定後の留意事項

- (1) 河川協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、河川協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。
- (2) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長に対して活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出してください。
- (3) 河川協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに事務所等の長に対して、変更の内容を明らかにする書類を提出してください。
- (4) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長の求めに応じ、活動状況について報告を行ってください。
- (5) 河川協力団体の代表者が変更となった場合又は河川協力団体が解散をした場合には、速やかに事務所等の長に対して報告してください。

10 指定の取り消し

河川協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消されます。

- ア 河川管理者が河川協力団体に対して行う業務運営についての改善措置命令に違反した場合。
- イ 河川協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
- ウ 河川協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

11 問い合わせ先

1) 福島河川国道事務所

〒960-8584

福島県福島市黒岩字榎平36

東北地方整備局 福島河川国道事務所 河川管理課 河川管理係

TEL 024-539-6129

Eメール fukusima@thr.mlit.go.jp

2) 三春ダム管理所

〒963-7722

福島県田村郡三春町大字西方字中ノ内403-4

三春ダム管理所 水質係

TEL 0247-62-3145

Eメール miharu@thr.mlit.go.jp

3) 摺上川ダム管理所

〒960-0271

福島県福島市飯坂町茂庭字蟬狩野山25

東北地方整備局 摺上川ダム管理所 管理係

TEL 024-596-1275

Eメール surikami@thr.mlit.go.jp

河川協力団体指定申請書

平成 年 月 日

(申請先)

殿

(申請者)

住所

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

㊞

河川協力団体の指定を受けたいので、河川法第58条の8第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他法人等の構成員の数に記載されているもの
- 2 活動実績報告書
- 3 活動実施計画書
- 4 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 5 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- 6 河川協力団体指定準則第3第6, 7, 9号の要件を満たすことを証する書類
- 7 河川協力団体指定準則第3第10号の要件を満たすことを証する書類
- 8 その他河川管理者が必要と認める書類

直近おおむね5年間の活動実績報告書

1. 提出日

・平成____年____月____日

2. 法人等名

・法人等名 : _____

・代表者名 : _____

3. 活動実績

(1) 継続性 (活動内容及び活動期間)

・次のいずれかに○印を付して、() 内に具体的な活動内容を記載してください (複数ある場合は複数可、ただし、活動内容ごとにおける活動期間を審査する)。

・「 」内に、おおよその活動開始時期を記載してください。

・また、活動期間中の毎年の活動が分かる資料 (写し) を添付してください (例: 河川管理者等が発行するパンフレット、参加認定証、当該法人等が作成している活動実績報告書等)。

①河川敷の除草又は清掃、ビオトープの整備等、河川管理者に協力して行う工事又は河川の維持

(_____)

「平成/昭和____年____月から提出日まで」

②不法行為の監視、河川の利用状況の把握等、河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供

(_____)

「平成/昭和____年____月から提出日まで」

③外来種又は希少種の調査等、河川の管理に関する調査研究

(_____)

「平成/昭和____年____月から提出日まで」

→次のページへ続く

- ④河川の安全利用講習、環境学習、防災マップづくり等河川の管理に関する知識の普及及び啓発

(_____)

「平成/昭和 ____年 ____月から提出日まで」

- ⑤調査研究時に行う調査箇所の清掃活動等、前各号に附帯する活動

(_____)

「平成/昭和 ____年 ____月から提出日まで」

(2) 公共性 (活動実績)

- ・次のいずれかに○印を付して、() 内に具体的な活動内容を記載してください (複数ある場合は複数可)。
- ・また、その実績が分かる資料 (写し) を添付してください (例: 河川管理者等主催のクリーンアップ等河川清掃、水生生物調査等環境調査、防災訓練、委員会等に共催・後援・委員等協力者として参加していることが分かる資料 (協議書、申請書、委嘱状、表彰状等))。

- ①当該実績が、河川管理者が行う活動との共催又は後援となっている等、公式の協力関係が複数回ある。

(_____)

- ②当該実績に河川管理者との共同の企画あるいは活動が複数回ある。

(_____)

- ③当該実績に関して、河川管理者から協力に関する表彰実績がある。

(_____)

- ④上記①②③に準じた河川管理者が認める活動実績がある。

(_____)

以上。

指定後おおむね5年間の活動実施計画書

1. 提出日

・平成____年____月____日

2. 法人等名

・法人等名 : _____

・代表者名 : _____

3. 活動実施体制

(1) 実効性 (実施体制、実施計画)

①活動時期、スケジュール

※おおよその活動時期を文章又は表形式により記載願います。

--

②活動内容・区間と配置人員

※具体的な活動内容・区間とおおよその配置人員を記載願います。

※活動内容のイメージが分かる図・写真等があれば貼付願います。

--

③活動実施にあたっての目標、注意事項

※過去の活動実績を例示するなどして文章により記載願います。

--

→次のページへ続く

(様式第3号) 2枚目

(2) 貢献度 (活動方針、協力姿勢)

①活動方針

※河川管理への貢献を含め、文章により記載願います。

②河川管理への協力姿勢

※実施に当たり河川管理への協力姿勢を文章により記載願います。

(3) 協調性 (地域への配慮等、地域と連携)

①地域への配慮等

※住民、市町村、他の民間団体等への配慮等を文章により記載願います。

②地域と連携

※住民、市町村、他の民間団体等との連携計画を文章により記載願います。

※A4版で1～4枚程度を目安として作成してください。

(様式第4号)

暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する確約書

平成 年 月 日

(申請先)

殿

(申請者)

住所

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

㊟

当申請者は、下記について相違がないことを確約します。

- 1 宗教活動又は政治活動を活動目的としていません。
- 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者ではありません。
- 3 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていません。

(様式第5号)

河川協力団体の活動以外は河川協力団体の名称を使用しない誓約書

平成 年 月 日

(申請先)

殿

(申請者)

住所

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

㊟

当申請者は、河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動
以外は、河川協力団体の名称を使用した活動を行わないことを誓約します。